

論文内容の要旨

論文題目 指紋論 痕跡と登録：1880年から現代

氏名 橋本 一徑

本論文の目的は、指紋の歴史を、「登録」と「痕跡」の二面性に着目しながら記述することである。警察や行政による身元確認のために「登録」され得るものでありながら、指先があちこちに残す「痕跡」でもあるという二面性は、DNA などには見られない、指紋だけが持つ奇妙な特質である。本論文は、まったく別々の文脈に属するこの二つの特性が、指紋において半ば偶然的に結びつくまでの過程と、その帰結を描き出すことを目指す。

これまでの指紋の歴史研究は、指紋の「登録」としての側面が強調されるあまり、「痕跡」としての指紋には、十分な注意が払われてこなかった。本論文は、こうした不足を補うために、近年における写真研究の動向を取り入れながら、指紋の歴史を叙述することを試みる。本論文の第一章が、「心霊指紋」から書き始められる必要があったのもこのためである。一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて欧米を席捲した心霊主義運動の中で実践された、霊媒による「指紋作成現象」という、限りなくいかがわしい実践が、心霊写真の試みと比較されることによって、「幽霊の身元を確認する」という、中世ヨーロッパにおいてすでに問題となっていた、普遍的とも言える必要性に応えるものであったことが確認されるだろう。また写真から指紋へというその手段の移り変わりによって、身元確認における争点がいかなる変化を遂げたのかを素描することで、論文全体にとっての問題の在り処を浮かび上がらせることにもなるはずだ。

同様の観点から、第二章において取り上げられるのは、死者の身元確認という問題である。身元不明の遺体の名を特定するという、やはり古くから人類が直面してきた普遍的な問題は、一九世紀におけるテクノロジーの進展とともに、蒸気船や鉄道の事故による大量死という、これまでになかった事態に遭遇することになる。本章では、難破や火災の具体的な現場に立ち返りながら、死者の身元確認が、家族や知人の証言から、写真を経由して、やがて法医学者による骨や歯の鑑定によってなされるものとなっていく過程がたどり直されるだろう。

第三章では、累犯者の身元確認という、一九世紀のヨーロッパ、とりわけフランスに特有の問題が再検討される。同じ罪でも累犯者にはより重い刑罰を科すという、累犯加重の原則が徹底されたのに伴い、警察が直面することになったのは、身元を偽ることで過去の罪を隠そうとする犯罪者たちの存在だった。そこで問題となるのは、過去の犯罪記録をアーカイブ化することと、犯罪者の身体からその記録に到達する手段を確立することである。それは記録と身体の同一性という、新たな同一性——「司法的同一性 (*identité judiciaire*)」——の出現を意味した。ベルティオンが人体測定法によって、この問題に対する最初の解答を提示してから、やがてそれが指紋法によって取って代られるまでが、たどり直されることになる。つまりそれは「登録」としての指紋の歴史である。

これに対し第四章で扱われるのは、「痕跡」としての指紋の歴史である。これまでの指紋の歴史研究の欠落を埋めることを目指した本章は、この論文の最も重要な成果と言って差し支えない部分である。「痕跡」と「登録」という指紋の二面性は、これまではヘンリー・フォールズとウィリアム・J・ハーシェルという、二人の指紋研究者の確執においてのみ捉えられてきた。本章は「痕跡」としての指紋を、こうした図式から脱却させ、ルネ・フォルジョによる、潜在的な指紋を浮かび上がらせる技術の発明が、フランスの法医学の伝統においてこそ可能となったものであることを明らかにする。その上で本章は、指紋という痕跡が、足跡などの伝統的な痕跡とは異質なものであることを、痕跡と推理の関係に着目しながら確認する。

痕跡の問題を経ることで、本論文が最終的に到達しようとするのは、主観性と権力の問題である。最終章となる第五章では、指紋を採られることの忌避を手掛かりに、この問題に取り組むことを目指す。指紋の採取が全市民に拡大されようとしたとき、警察や行政が直面したのは、市民の側からの頑なな拒絶だった。こうした拒絶は、今日においてもなお、形を変えて存続しているものである。ではなぜ私たちの多くは、指紋を採られることに嫌悪を感じるのだろうか。本研究は、権力の強制的な行使と、それに対する抵抗という図式に還元されてきたこのような嫌悪の中に、アイデンティティにまつわるより根本的な不安を読み取る。その不安が、自分のアイデンティティを自分では証明できないことに由来するのを確認した上で、本章は、パスポートの交付という具体的な場面に生じた変化を通じて、国家と主体がアイデンティティをめぐる取り結んでいる、ある種の共犯関係を浮かび上がらせることを試みる。